

(計算書)

○条例別表第1 中欄の規定による特定部分の面積の算定

- ・特定部分の面積 $\boxed{} \text{ m}^2$ …①
- ・非特定部分の面積 $\boxed{} \text{ m}^2 \times 1/2 = \boxed{} \text{ m}^2$ …②

注;機械室等、共同部分については、按分して各々に加えること。

- ・附置義務対象面積(①+②) $\boxed{} \text{ m}^2$ …③ >1,000 m^2

③の数値を8欄の合計の面積欄へ

○条例別表第1 右欄の規定による数値の算定

※(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に該当する場合)

$$1 - \frac{1,000 \times (6,000 \text{ m}^2 - \boxed{} \text{ m}^2)}{6,000 \text{ m}^2 \times \boxed{} \text{ m}^2 - 1,000 \times \boxed{} \text{ m}^2} = \boxed{} \dots ①$$

延べ面積
条例別表第1中欄の規定による面積

※(周辺地区に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \boxed{} \text{ m}^2}{2 \times \boxed{} \text{ m}^2} = \boxed{} \dots ②$$

延べ面積
延べ面積

①又は②×条例別表第1(かっこ書きを除く.)の規定に基づき得た数値(台数)
 →4欄の条例第3条から第4条による最小値合計欄へ(小数点以下端数切り上げ)

○条例別表第2 右欄の規定による数値の算定

※(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \boxed{} \text{ m}^2}{2 \times \boxed{} \text{ m}^2} = \boxed{} \dots ①$$

延べ面積
延べ面積

※(周辺地区に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \boxed{} \text{ m}^2}{\boxed{} \text{ m}^2} = \boxed{} \dots ②$$

延べ面積

①又は②×条例別表第2(かっこ書きを除く.)の規定に基づき得た数値(台数)
 →4欄の条例第3条から第4条による最小値合計欄へ(小数点以下端数切り上げ)

○条例第3条の3の規定による床面積の算定

- ・10,000 m^2 を超え 50,000 m^2 までの面積×0.7= $\boxed{10,000 \text{ m}^2}$ …①
- ・50,000 m^2 を超え100,000 m^2 までの面積×0.6= $\boxed{} \text{ m}^2$ …②
- ・100,000 m^2 を超える部分の面積 ×0.5= $\boxed{} \text{ m}^2$ …③
- ・特定用途部分の面積(①+②+③+④) = $\boxed{} \text{ m}^2$ …④
- ・特定用途部分の面積(①+②+③+④) = $\boxed{} \text{ m}^2$ …⑤

⑤の数値を8欄の特定部分の面積欄へ